

平成30年12月18日

回 答 書

特定非営利活動法人ひょうご消費者ネット
弁護士 北村 拓也 先生

阪南理美容株式会社
代表取締役 濱 屋 勉



前略 貴職作成の平成30年11月21日付申入書（以下「本件申入書」といいます。）に対し、以下のとおりご回答申し上げます。

貴職からは、当社ヘアカラーメンバーズカード（以下「本件カード」といいます。）のうち、本件申入書別紙記載の文言（以下「本件文言」といいます。）が、消費者契約法8条1項1号ないし4号に違反するとのお申し出を受けています。

しかしながら、本件カード全体の記載から明らかなおおりに、本件文言は、当社が、ヘアカラーに使用する薬剤等にかかるパッチテストの省略を希望した顧客に対しては、同テストを実施しなかったことに伴い発生した症状等につき責任を負わない、旨記載しているものにすぎません。すなわち、本件文言は、当社が債務を負わない範囲を念の為明らかにしたものにすぎず、消費者契約法その他の法令により当社が責任を負う場合についてまで当社の責任を免除する趣旨の規定ではありません。

したがって、本件文言は、消費者契約法8条1項1号ないし4号に違反するものではありません。

もっとも、あらぬ誤解を招かぬよう、本件カードから本件文言を削除することとし、パッチテストの省略を希望される顧客に対しては、当社の責任の範囲が明らかになるよう、本件カードとは別に説明することといたします。

草々